

証券コード 8540
平成26年6月9日

株 主 各 位

福岡市中央区大名二丁目12番1号
株式会社福岡中央銀行
取締役頭取 末松 修
代表電話 (092) 751-4431

第93期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当行第93期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、なにとぞご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権行使することができるので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成26年6月26日（木曜日）午後5時45分までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1 日 時 平成26年6月27日（金曜日）午前10時
2 場 所 福岡市中央区大名二丁目12番1号
当行本店7階会議室

3 目的事項

報告事項 第93期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役2名選任の件
- 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

- ~~~~~
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
 - 株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類の記載事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト (<http://www.fukuokachuo-bank.co.jp/>) に掲載させていただきます。

目 次

第93期事業報告

1 当行の現況に関する事項	3
2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項	9
3 社外役員に関する事項	12
4 当行の株式に関する事項	14
5 当行の新株予約権等に関する事項	15
6 会計監査人に関する事項	15
7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針	16
8 業務の適正を確保する体制	16
9 会計参与に関する事項	17
第93期末貸借対照表	18
第93期損益計算書	19
第93期株主資本等変動計算書	20
個別注記表	22
会計監査人の監査報告書謄本	39
監査役会の監査報告書謄本	40

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件	41
第2号議案 定款一部変更の件	42
第3号議案 取締役2名選任の件	43
第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件	45

株主総会会場のご案内

(添付書類)

第93期(平成25年4月1日から) 平成26年3月31日まで)事業報告

1 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

[主要な事業内容]

当行は、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務の他、代理業務、国債等公共債及び証券投資信託の窓口販売、保険商品の窓口販売等を行っております。

[金融経済環境]

平成25年度のわが国の経済は、政府による経済政策、いわゆる「アベノミクス」の効果による円高是正や先進国を中心とした海外経済の回復などから輸出に持ち直しの動きが見られたことに加え、企業収益の改善に伴う設備投資の持ち直し、さらには雇用・所得環境の改善から個人消費や住宅投資も底堅さを増すなど、全体として緩やかな回復基調で推移しました。なお、先行きにつきましては、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動の影響や新興国・資源国経済の減速懸念、ウクライナ情勢の緊迫化に伴う欧州経済への影響などによる海外景気の下振れリスクはあるものの、基調的には緩やかな回復を続けていくものと考えられます。

金融情勢につきましては、日本銀行は、長期国債などの買入れ拡大によってマネタリーベースを年間約60～70兆円に相当するペースで増加させ、消費者物価の前年比でプラス2%に設定した物価安定目標を2年程度の期間で達成することを目指すという強力な金融緩和策、「量的・質的金融緩和」を平成25年4月に導入し着実に推進するなど、金融環境の緩和度合いは一段と強まっております。

[事業の経過及び成果]

このような金融経済環境のもと、役職員一同、業績の向上と経営体质の強化に努めてまいりました結果、業容面では、預金及び譲渡性預金は前年同期比110億35百万円増加し、3月末残高は4,497億22百万

円となりました。貸出金は前年同期比50億4百万円増加し、3月末残高は3,497億64百万円となりました。有価証券は前年同期比104億85百万円増加し、3月末残高は1,022億94百万円となりました。

損益面では、経常利益は前年同期比1億71百万円減少して11億84百万円となりました。また、当期純利益につきましては、前年同期比40百万円減少して6億57百万円となりました。

営業面では、公共債、証券投資信託及び保険の預り資産残高は、平成26年3月末で391億円となっております。

[対処すべき課題]

政府による経済政策や日本銀行の金融緩和策などを背景に、景気回復の明るい動きは見えつつあるものの、一方で、市場金利が歴史的な低水準で留まるなど、金融機関を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いております。

このような環境のもと、当行は経営理念である「福岡県内を営業地盤に、中小企業専門金融機関としての使命と役割に徹し、地域社会とともに発展する」を念頭において、地域密着型金融のさらなる充実を図っていくとともに、収益性や健全性の強化に向け、役職員一致協力して努力してまいります。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
預 金	4,173	4,293	4,303	4,347
定期性預金	2,802	2,880	2,779	2,778
その他の預金	1,370	1,413	1,523	1,568
貸出金	3,369	3,400	3,447	3,497
個人向け	829	822	842	867
中小企業向け	2,231	2,240	2,251	2,285
その他の貸出金	307	336	353	344
商品有価証券	—	—	—	—
有価証券	956	926	918	1,022
国債	463	500	536	621
その他の有価証券	493	426	381	401
総資産	4,712	4,683	4,674	4,790
内国為替取扱高	9,975	10,509	10,917	11,983
外国為替取扱高	20百万ドル	22百万ドル	25百万ドル	25百万ドル
経常利益	850百万円	1,404百万円	1,355百万円	1,184百万円
当期純利益	467百万円	568百万円	697百万円	657百万円
1株当たり当期純利益	17円24銭	20円96銭	25円72銭	24円27銭

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 貸出金のうち中小企業向けの欄は中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者に対する貸出を記載しております。
3. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数で除して算出しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	527人	535人
平 均 年 齢	38年5月	37年9月
平 均 勤 続 年 数	16年0月	15年3月
平 均 給 与 月 額	323千円	315千円

- (注) 1. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。
 2. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 3. 平均給与月額は賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
福 岡 県	店 41 うち出張所 (2)	店 41 うち出張所 (2)
合 計	41 (2)	41 (2)

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を15ヵ所（前年度末15ヵ所）設置しております。

当年度新設営業所
該当ありません。

銀行代理業者の一覧
該当ありません。

銀行が営む銀行代理業等の状況
該当ありません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	595
---------	-----

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

□ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
志免支店（新築移転）	193
二日市支店（移転用店舗購入）	145
店舗用土地購入	65

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

該当ありません。

重要な業務提携の概況

- ①第二地銀協地銀41行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称S C S）を行っております。
- ②第二地銀協地銀41行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行64行、信用金庫268金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合136組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連774（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称M I C S）を行っております。
- ③第二地銀協地銀41行の提携により、I S D N回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称S D S）を行っております。
- ④ゆうちょ銀行との提携により、C A F I S 経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

（1）会社役員の状況

(平成25年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
末松修	取締役頭取 (代表取締役)	監査部・人事総務部 (人事関係)担当	
重富隆信	常務取締役	事務部・顧客相談室 担当兼北九州本部長	
棄原学	常務取締役	融資統括部・人事総務部(総務関係)担当	
國松利行	常務取締役	営業統括部担当	
中島健二	常務取締役	国際証券部担当 総合企画部長	
藤原俊文	取締役	監査部長	
井桁善廣	取締役	本店営業部長	
西村典純	取締役	営業統括部長	
石塚昭二	取締役	人事総務部長	
力丸光典	常任監査役 (常勤)		
永利新一	監査役 (社外監査役・非常勤)	公認会計士	
鎮西正直	監査役 (社外監査役・非常勤)	九州電力(株) 代表取締役副社長	
有村文章	監査役 (社外監査役・非常勤)	西部瓦斯(株) 取締役常務執行役員 SGキャピタル(株) 代表取締役社長	
(退任した役員)			
酒見俊夫	監査役 (社外監査役・非常勤)		(平成25年6月 27日退任)

- (注) 1. 退任した役員の地位は退任時のものであります。
2. 監査役永利新一、鎮西正直及び有村文章は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役永利新一、鎮西正直及び有村文章は、福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役永利新一は、公認会計士の資格を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 平成26年4月1日付にて、次のとおり取締役の担当の変更を行いました。なお、同日付にて、本部組織の改定を行い、営業統括部内のビジネスサポート室をビジネスサポート部として独立させております。

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
國松利行	常務取締役	営業統括部・ビジネスサポート部担当	
中島健二	常務取締役	総合企画部・国際証券部担当	
藤原俊文	取締役	本店営業部長	
井桁善廣	取締役	総合企画部長	
西村典純	取締役		
石塚昭二	取締役	融資統括部長	

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等
取締役	9名	146
監査役	5名	30
計	14名	177

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記のほか、取締役が使用人を兼ねる場合の使用人としての報酬等46百万円を支払っております。
3. 取締役の報酬等は、平成18年6月29日開催の第85期定時株主総会で決議された限度額15百万円以内（月額）と定めております。
なお、取締役の報酬限度額は、使用人としての報酬等は含んでおりません。
4. 監査役の報酬等は、平成17年6月29日開催の第84期定時株主総会で決議された限度額4百万円以内（月額）と定めております。
5. 上記報酬等には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額47百万円（取締役40百万円、監査役6百万円）を含んでおります。
6. 上記のほか、平成25年6月27日開催の第92期定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した役員に対し退職慰労金を以下のとおり支払っております。
・退任監査役（社外役員） 1名 2百万円
なお、この金額には、過年度の事業報告に記載した当該監査役に係る役員退職慰労引当金繰入額1百万円を含んでおります。
7. 上記の監査役報酬等30百万円は、社外監査役の報酬等11百万円を含んでおります。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
永利新一	公認会計士
鎮西正直	九州電力(株) 代表取締役副社長
有村文章	西部瓦斯(株) 取締役常務執行役員 SGキャピタル(株) 代表取締役社長

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会又は監査役会における発言その他の活動状況
永利新一	4年9カ月	当事業年度開催 取締役会13回のうち10回出席 監査役会12回のうち11回出席	主に公認会計士としての専門的見地から、必要に応じ適宜発言を行っております。
鎮西正直	2年9カ月	当事業年度開催 取締役会13回のうち7回出席 監査役会12回のうち8回出席	議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。
有村文章	9カ月	就任後開催 取締役会9回のうち6回出席 監査役会7回のうち6回出席	議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。

(3) 責任限定契約

区分	責任限定契約の内容の概要
社外監査役	会社法第427条第1項の規定に基づき、社外監査役が任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、同法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。 上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限る。

(4) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	4名	11	—

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 上記報酬等には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金総額2百万円を含んでおります。

3. 上記のほか、平成25年6月27日開催の第92期定期株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した監査役に対し退職慰労金を2百万円支払っております。

なお、この金額には、過年度の事業報告に記載した当該監査役に係る役員退職慰労引当金総額1百万円を含んでおります。

(5) 社外役員の意見

該当ありません。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数 発行可能株式総数 80,000千株
発行済株式の総数 27,371千株

(2) 当年度末株主数 1,748名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社福岡銀行	3,722千株	13.73%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	2,113	7.79
福岡中央銀行行員持株会	1,788	6.59
株式会社西日本シティ銀行	1,519	5.60
株式会社宮崎太陽銀行	1,334	4.92
西部瓦斯株式会社	1,332	4.91
西日本鉄道株式会社	1,245	4.59
株式会社豊和銀行	1,141	4.21
株式会社南日本銀行	1,112	4.10
学校法人帝京大学	649	2.39

- (注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

5 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

該当ありません。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当ありません。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 工藤 雅春 指定有限責任社員 柴田 祐二 指定有限責任社員 宮田 八郎	32	—

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当該事業年度に係る報酬等は、公認会計士法第2条第1項に規定する業務（監査証明業務）に基づくものであります。なお、上記以外の報酬等は該当ありません。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行都合の場合の他、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は、監査役会規定に則り「会計監査人の解任又は不再任」を株主総会の会議の目的とすることを取締役会へ請求し、取締役会はそれを審議いたします。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

8 業務の適正を確保する体制

当行が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンスガイドブックをはじめとするコンプライアンス体制に係る規定を、役職員が法令・定款及び当行の行内規定を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、総合企画部が、全行のコンプライアンスの取組みを横断的に統括することとする。監査部は、総合企画部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告されるものとする。法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段として総合企画部長を窓口にする内部通報制度及び顧問弁護士を窓口にする外部通報制度を設置する。コンプライアンスの重要な問題を審議し、取締役会に答申するコンプライアンス委員会を設置する。

市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、関係遮断及び被害防止のための体制整備に努める。

財務報告の適正性を確保するために、財務報告に係る内部統制を整備・運用、評価するための規定を定め、財務報告の信頼性確保を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書取扱規定に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規定により、リスクカテゴリーごとの責任部署を定め、当行全体のリスクを網羅的・総括的に管理し、リスク管理体制を明確化する。各部署ごとのリスク管理の状況を、総合企画部が統括し監査部が監査を行い、その結果を定期的に取締役会に報告する。リスク管理の重要な問題を審議し、取締役会

に答申するリスク管理委員会を設置する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

行内規定に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとる。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役はその職務の執行に必要な場合は、監査部員に監査役の職務の遂行の補助を委嘱することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関して、取締役、監査部長等の指揮命令を受けないものとする。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役又は使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当行に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容をすみやかに報告する。

(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会による各業務執行取締役及び重要な使用人からの個別ヒアリングの機会を最低年2回（臨時に必要と監査役会が判断する場合は別途）設けると共に代表取締役、監査法人とそれぞれの間で定期的に意見交換会を開催する。

9 会計参与に関する事項

該当ありません。

第93期末 (平成26年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科 目		金額	科 目		金額
(資産の部)			(負債の部)		
現 金	預 け	金 金券	預 当	金 金預	金 434,753
現 金	預 け	債 債	普 通	金 金預	金 12,460
有 価	債 証	債 債	貯 通	金 金預	金 140,701
国 地	社 株	債 債	定 期	金 金預	779
そ の 他	の 他	式 券	定 期	積 他	897
貸 割	出 手	金 形	の 渡	の 預	273,499
手 証	引 形	付 付	の 決	負 他	4,373
當 外	書 座	越 替	払 済	替 税	2,041
外 国	其 他	替 産	法 法		14,969
そ の 他	資 産	益 産	前 付	預 債	2,348
未 決	決 済	産 貸	給 一	負 債	102
未 収	收 収	益 貸	リ 資	備 債	323
そ の 他	の 他	資 産	資 産	債 債	1,011
有 形	固 定	資 本	未 前	債 債	300
建 土		資 本	給 付	務 債	1
リ 一	ス 仮	資 勘	一 除	務 債	22
建 設	設 仮	資 勘	資 產	債 債	21
そ の 他	の 有 形	定 产	未 他	負 債	565
無 形	固 定	資 本	退 職	引 当	213
ソ フ ト	工 装	資 本	慰 劳	金	124
そ の 他	の 無 形	資 本	預 金	債 債	86
前 払	年 金	資 本	延 税	負 債	2,240
支 払	承 諾	資 本	税 金	支 払	268
貸 倒	見 当	資 本	負 債	負 債	
		△3,772			
資 产 の 部 合 计		479,064	負 債 の 部 合 计		455,003
(純資産の部)					
資	資	本	金	金	2,500
資	資	本	金	金	1,203
利	利	剩	余	金	1,203
利	利	本	備	金	14,131
利	利	益	余	金	1,396
利	利	益	備	金	12,734
自	自	利	余	金	506
株	己	益	益	金	11,325
株	株	利	剩	金	903
主	主	益	余	金	△120
資	資	利	益	金	17,715
本	本	益	剩	金	2,289
合	合	利	余	金	4,056
		△	益	金	6,346
		120	立	金	
		2,289	金		
		4,056			
		6,346			
純 資 产 の 部 合 计		24,061	負 債 及 び 純 資 产 の 部 合 计		479,064

第93期(平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)損益計算書

(単位：百万円)

第93期(平成25年4月1日から) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

資本金	株 主 資 本								
	資本準備金	資本剰余金	利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本合計
		利益準備金	その他の利益剰余金			固定資産圧縮積立金	別途積立金		
当期首残高	2,500	1,203	1,396	510	10,725	951	13,582	△119	17,167
当期変動額									
剰余金の配当						△135	△135		△135
当期純利益						657	657		657
自己株式の取得								△0	△0
自己株式の処分						△0	△0	0	0
土地再評価差額金の取崩						26	26		26
固定資産圧縮積立金の取崩				△3		3	—		
税率変更による積立金の調整額				0		△0	—		
別途積立金の積立					600	△600	—		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	△3	600	△47	548	△0	547
当期末残高	2,500	1,203	1,396	506	11,325	903	14,131	△120	17,715

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,166	4,082	6,249	23,416
当期変動額				
剩余金の配当				△135
当期純利益				657
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				0
土地再評価 差額金の取崩				26
固定資産圧縮 積立金の取崩				
税率変更による 積立金の調整額				
別途積立金の積立				
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	122	△26	96	96
当期変動額合計	122	△26	96	644
当期末残高	2,289	4,056	6,346	24,061

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち株式については原則として決算期末月1カ月平均の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、債券等については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 6年～50年

そ の 他 3年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。なお、当事業年度末においては、年金資産の額が、退職給付債務から未認識項目の合計額を控除した額を超過しているため、超過額を前払年金費用に計上しております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理
--------	---

数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理
----------	---

(3) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更

(貸借対照表関係)

前事業年度において「その他資産」の「前払費用」に含めていた「前払年金費用」は、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第63号平成25年9月27日）により改正された「銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式」を適用し、当事業年度より独立掲記しております。

なお、前事業年度において、「前払費用」に含めていた「前払年金費用」は704百万円であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は671百万円、延滞債権額は15,598百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は該当ありません。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,725百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は17,994百万円であります。
なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、8,822百万円であります。
6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	215百万円
預け金	4百万円

担保資産に対応する債務

預金	379百万円
----	--------

上記のほか、為替決済、当座借越等の取引の担保として、有価証券21,188百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金は6百万円が含まれております。

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替等は該当ありません。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、24,324百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが20,946百万円あります。
- なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
8. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める当該事業用土地について地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法に基づいて、算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,924百万円

9. 有形固定資産の減価償却累計額 6,759百万円
10. 有形固定資産の圧縮記帳額 152百万円

(損益計算書関係)

- 当事業年度において、以下の資産について、営業店舗の建替え等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、減損損失を計上しております。

地 域	主な用途	種 類	減損損失額 (百万円)
福岡県	遊休資産 (旧営業店舗) 2カ所	土地建物他	46
合 計			46

稼動資産のグループングの単位は営業店とし、出張所は母店と同一グループとしております。また、遊休資産についてはそれぞれを単独の単位としております。

当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額によっており、路線価など市場価格を適切に反映している指標に基づいて評価した価額より処分費用見込額を控除して算定しております。

- 関連当事者との取引

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員及びその近親者	永利 新一	—	—	当行監査役	—	債務保証	当行貸出の保証(注2)	△0	—	—
	永利 栄一郎 (当行監査役 永利 新一の長男)	—	—	会 社 員	—	資金の貸付	融資取引	△0	貸出金	17

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 融資取引については、市場金利を勘案し、一般取引条件と同様に決定しております。

(注2) 当行は、監査役永利新一より、永利栄一郎氏に対する資金の貸付に対して債務保証を受けております。

(株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	27,371	—	—	27,371	
合計	27,371	—	—	27,371	
自己株式					
普通株式	271	2	0	272	(注)
合計	271	2	0	272	

(注) 自己株式の増加及び減少は、それぞれ単元未満株式の買取及び買増請求によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 当事業年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	67百万円	2.50円	平成25年 3月31日	平成25年 6月28日
平成25年11月26日 取締役会	普通株式	67百万円	2.50円	平成25年 9月30日	平成25年 12月5日
合計		135百万円			

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

平成26年6月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 67百万円
- ② 1株当たり配当額 2.50円
- ③ 基準日 平成26年3月31日
- ④ 効力発生日 平成26年6月30日

なお、配当原資は、その他利益剰余金とする予定としております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行は、預金及び貸出業務を中心とした金融サービス事業を行っております。

これらの事業を行うため、市場の状況や長短のバランスを調整して、顧客からの預金や借入金等によって資金調達を行っております。

また、資金運用については、顧客への貸出金を主として、その他コールローン及び株式、債券を主体とした有価証券等にて行っております。

このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理(ALM)を実施しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主として国内の取引先及び個人に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し損失を被ることであり、経済環境等の状況の変化によって、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。また、有価証券については主に株式、債券等であり、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスク等に晒されております。

なお、当行が保有する金融負債は、主として顧客からの預金、日本銀行からの借用金であり、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行では、信用リスクに関する管理諸規定に従い、個別債務者に対する厳正な与信審査・管理を行うことで個別債務者の信用リスクを管理するとともに、ポートフォリオ管理により銀行全体のポートフォリオの信用リスクの分散を図っております。

個別債務者の信用リスク管理については、信用リスク管理主管部の融資統括部が個別債務者毎に財務分析、業界動向、資金使途、返済計画等の評価を行っております。評価は、新規与信実行時及び実行後の自己査定において定期的に行い、常に個別債務者の信用状況を把握するよう努めております。自己査定とは、債務者区分及び担保・保証等の状況をもとに、債権の回収の危険性の度合いに応じて資産の分類を行うもので、自己査定の集計結果等については経営に報告しております。

銀行全体の与信ポートフォリオについては、信用リスク管理主管部の融資統括部が、業種集中度合や大口集中度合等のリスクの状況を定期的に取締役会等に報告しております。

当行では、行内格付制度を導入しております。この制度は、個別債務者に信用度に応じた信用格付を付与して分類するもので、案件審査や与信管理、与信ポートフォリオのモニタリングを行う上で、行内格付を利用してあります。

また、信用リスクの計量化を行い、リスク統合管理部署の総合企画部は、融資統括部が計測した信用リスク量の他、定性的評価等をモニタリングし、その結果を定期的にリスク管理委員会及び取締役会に報告しております。

② 市場関連リスクの管理

イ. リスク管理体制

市場関連リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等、市場における種々のリスク要因の変動により、保有する資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクをいい、主に、金利リスク、価格変動リスク、為替リスクに分けられます。

当行では、市場関連リスク量を適切にコントロールするために、国際証券部及び総合企画部を主管部として市場関連リスクの状況をモニタリングしております。具体的には、計量可能な市場関連リスクについては市場関連リスク量を計測し、また、シミュレーション分析等を行って、金利・株・為替市場が大きく変動した場合に、当行が抱える市場関連リスク量や、当行の損益がどのように変動するかを試算しております。

国際証券部及び総合企画部は、市場関連リスクの状況について、定期的に経営に報告しており、ALM委員会等において、市場関連リスクが当行の自己資本の状況に対して許容できる状況に収まっていることを確認するとともに、市場関連リスクのコントロールに関する方針の検討を行っております。

ロ. 市場関連リスクに係る定量的情報

当行では、「有価証券」については「VaR（バリュー・アット・リスク）」という手法を用い、時価変動リスク量を算出しております。VaRとは、将来の一定の期間（保有期間）に、ある一定の可能性の範囲内（信頼区間）で生じ得る最大損失額を統計的に推計した指標のことあります。「有価証券」のリスク管理に用いるVaRについては、金利変動が正規分布に従うと仮定する「分散共分散法」（保有期間1年（240営業日）、信頼区間99%、観測期間5年（1,200営業日））という手法により算定しております。

平成26年3月31日現在、当行の「有価証券」に係る市場関連リスク量（損失額の推計値）は、3,662百万円であります。

なお、当行では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテスティングを実施しており、使用する計測モデルが十分な精度により市場関連リスクを捕捉していることを検証する体制を構築しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場関連リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

また、当行において、「有価証券」以外に主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「預金及び譲渡性預金」、「借用金」であり、金利変動による影響額を把握しております。その他すべてのリスク変数が一定であることを仮定し、平成26年3月31日現在、指標となる金利が100ベーシス・ポイント（1.00%）上昇したものと想定した場合には、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は3,487百万円減少するものと把握しております。当該影響額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクとは、財務状況の悪化等や市場の混乱により必要な資金が確保できなくなり資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被ることです。当行は安定した資金繰りの確保に努め、流動性リスクの最小化を図るとともに、経営の健全性を確保するために、流動性リスク管理規定を制定し、平常時・懸念時・緊急時の対応を取決めております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現 金 預 け 金	15,243	15,243	0
(2) 有 価 証 券			
満期保有目的の債券	1,100	1,089	△10
その他の有価証券	100,392	100,392	—
(3) 貸 出 金	349,764		
貸倒引当金（＊）	△3,767		
	345,997	350,915	4,918
資 産 計	462,732	467,640	4,908
(1) 預 金	434,753	435,083	330
(2) 譲 渡 性 預 金	14,969	14,969	0
負 債 計	449,722	450,053	330
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	—	—	—

（＊）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

（1）現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によってあります。投資信託は、公表されている基準価格によってあります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を期間別の無リスクの市場利子率に信用リスク相当分を上乗せした利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（3ヶ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金、及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（3ヶ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおり
であり、金融商品の時価情報の「資産(2) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
① 非上場株式 (*1) (*2)	547
② 組合出資金 (*3)	254
合 計	802

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当事業年度において、非上場株式について3百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	4,381	5,000	—	—	—	—
有価証券	—	—	—	—	100	1,000
満期保有 目的の債券	—	—	—	—	—	—
その他有価証券の うち満期があるもの	1,606	6,204	20,021	21,637	36,901	4,549
貸出金 (*)	40,996	21,759	34,644	33,652	58,891	127,584
合 計	46,985	32,963	54,666	55,289	95,892	133,134

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込まれない16,269百万円、期間の定めのないもの15,965百万円は含めておりません。

(注4) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	3ヵ月以内	3ヵ月超 6ヵ月以内	6ヵ月超 1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超
預 金 (*)	201,772	56,844	101,221	37,500	36,616	798
譲 渡 性 預 金	6,250	3,519	5,200	—	—	—
合 計	208,022	60,364	106,421	37,500	36,616	798

(*) 預金のうち、要求払預金については、「3ヵ月以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」を記載しております。

なお、「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」は、該当ありません。

1. 売買目的有価証券（平成26年3月31日現在）

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券（平成26年3月31日現在）

	種 類	貸借対照表 計 上 額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小 計	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社債	100	99	△0
	その他	1,000	989	△10
	小 計	1,100	1,089	△10
合 計		1,100	1,089	△10

3. その他有価証券（平成26年3月31日現在）

	種類	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	3,360	2,506	854
	債券	87,573	84,171	3,401
	国債	62,125	59,566	2,559
	地方債	2,134	2,075	59
	社債	23,312	22,529	783
	その他	775	767	8
	小計	91,709	87,445	4,264
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	3,489	3,858	△369
	債券	2,149	2,155	△6
	国債	—	—	—
	地方債	132	133	△0
	社債	2,016	2,022	△5
	その他	3,043	3,315	△271
	小計	8,682	9,329	△646
合計		100,392	96,774	3,617

4. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）
 該当事項はありません。
5. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	110	10	—
債券	1,080	98	—
国債	1,080	98	—
その他	432	—	67
合計	1,623	109	67

6. 保有目的を変更した有価証券
該当事項はありません。
7. 減損処理を行った有価証券
売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。
当事業年度における減損処理額は、株式19百万円であります。
また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、発行会社の信用リスク（自己査定における債務者区分、外部格付等）、過去の一定期間における時価の推移等を勘案した基準により行っております。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託（平成26年3月31日現在）
該当事項はありません。
2. 満期保有目的の金銭の信託（平成26年3月31日現在）
該当事項はありません。
3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成26年3月31日現在）
該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	1,317百万円
減価償却費	168
未払賞与	146
その他	483
繰延税金資産小計	2,116
評価性引当額	△349
繰延税金資産合計	1,766
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,328
固定資産圧縮積立額	△277
前払年金費用	△245
資産除去費用の資産計上額	△1
繰延税金負債合計	△1,852
繰延税金負債の純額	△86百万円

2. 「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。これに伴い、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異にかかる繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の37.75%から35.38%となります。この税率変更により、繰延税金負債の純額は76百万円増加し、法人税等調整額は同額増加しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	887円90銭
1株当たりの当期純利益金額	24円27銭

(持分法損益等)

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成26年5月14日

株式会社 福岡中央銀行
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 工 藤 雅 春 印
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 柴 田 祐 二 印
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 宮 田 八 郎 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社福岡中央銀行の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第93期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第93期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査の計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の計画等に従い、取締役、監査部、その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意思を表明いたしました。以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われるこことを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月20日

株式会社 福岡中央銀行 監査役会

常任監査役（常勤） 力 丸 光 典 印

監 査 役（社外監査役） 永 利 新 一 印

監 査 役（社外監査役） 鎮 西 正 直 印

監 査 役（社外監査役） 有 村 文 章 印

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当及びその他の剰余金の処分につきましては、長期的、安定的な配当の継続を基本方針としながら、将来の事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当行普通株式1株につき金2円50銭

配当総額67,747,130円

(注) 中間配当を含めますと、年間の配当金は1株
につき金5円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成26年6月30日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 600,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 600,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 社外取締役がその期待される役割を十分に發揮できるよう、また、有用な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、会社法第427条の規定により、定款第27条（社外取締役との責任限定契約）の規定を新設するものであります。

なお、この規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 上記条文の新設に伴い、現行の第27条以下につきましては、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役及び取締役会 第19条～第26条（記載省略） (新 設)	第4章 取締役及び取締役会 第19条～第26条（現行どおり） <u>第27条（社外取締役との責任限定契約）</u> <u>当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める額に限定する契約を締結することができる。</u>
第27条～第41条（記載省略）	第28条～第42条（現行どおり）

第3号議案 取締役2名選任の件

取締役 重富 隆信、西村 典純の両氏は、本総会終結の時をもって辞任により退任されますので、取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本取締役候補者の任期は、当行定款第21条の定めにより他の現任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
※1	古村至朗 (昭和30年1月18日生)	昭和52年4月 (株)福岡銀行入行 平成18年6月 同行 執行役員北九州営業部長 平成21年4月 同行 取締役常務執行役員 (株)ふくおかフィナンシャルグループ 執行役員 平成21年6月 (株)ふくおかフィナンシャルグループ 取締役執行役員 平成22年4月 (株)福岡銀行 取締役常務執行役員九州営業本部長 平成23年4月 同行 取締役専務執行役員 平成24年4月 同行 取締役副頭取(代表取締役) 平成26年4月 当行 顧問(現職)	12,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
※2	倉富純男 (昭和28年8月13日生)	昭和53年4月 西日本鉄道(株)入社 平成15年6月 同社 都市開発事業本部 流通レジャー事業部長 平成18年7月 同社 都市開発事業本部 商業レジャー事業部長 平成19年6月 同社 執行役員都市開発 事業本部副本部長兼商業 レジャー事業部長 平成20年6月 同社 取締役執行役員都 市開発事業本部長 平成23年6月 同社 取締役常務執行役 員経営企画本部長 平成25年6月 同社 代表取締役社長 (現職)	0株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
3. 倉富 純男氏は、社外取締役候補者であります。
4. 倉富 純男氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営者としての豊富な経験に基づき、社外取締役として、当行の経営に対して有益なご意見やご指摘をいただけることを期待したためであります。
5. 倉富 純男氏の選任が承認された場合、第2号議案が原案どおり承認されることを条件として、当行は同氏との間で、会社法第427条第1項に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、同契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
6. 倉富 純男氏は、福岡証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当行は独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任されます重富 隆信、西村 典純の両氏に対し、在任中の労に報いるため、当行所定の基準に基づいて相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、贈呈の金額、時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

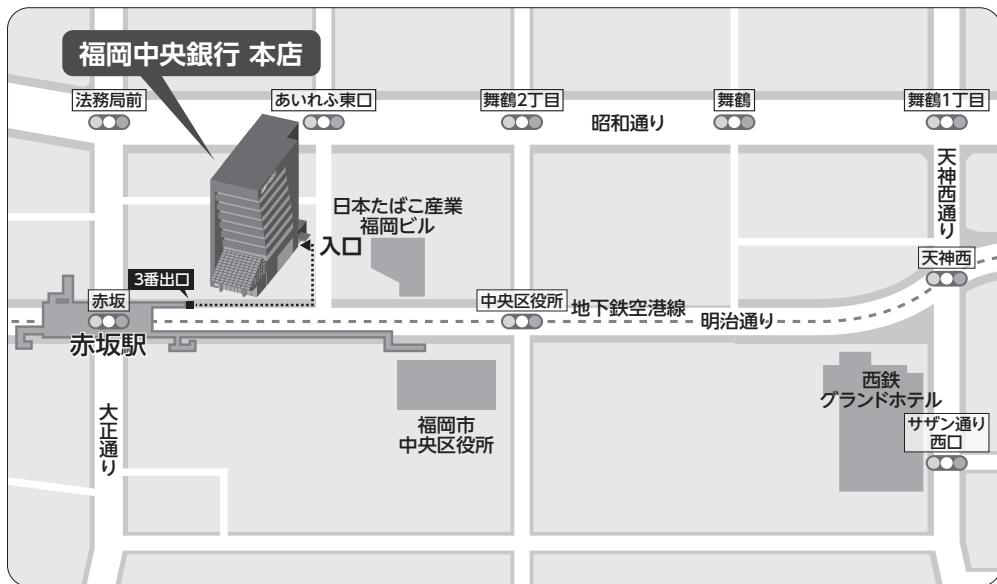
退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴	
重富 隆信 しげとみたかのぶ	平成18年 4月	当行 取締役事務部長兼顧客相談室長・事務集中室長
	平成21年 4月	常務取締役事務部長兼顧客相談室長・事務集中室長
	平成24年 6月	常務取締役 (現職)
西村 典純 にしむらてんじゅん	平成23年 6月	当行 取締役小倉支店長
	平成24年 4月	取締役営業統括部長
	平成26年 4月	取締役(現職)

以上

株主総会会場のご案内

福岡市中央区大名二丁目12番1号
株式会社福岡中央銀行本店 7階会議室
代表電話 (092) 751-4431



交通機関：地下鉄空港線「赤坂駅」 3番出口（徒歩 1分）